



カー)としての保育士の観点から、保育実践及び保護者支援・子育て支援活動における保育ソーシャルワークを俯瞰的に論考することにより、その意義と課題を明らかにすることを目的とする。

さらに、保育スーパービジョンをめぐる動向を整理したうえで、その現状と課題を述べる。

構成は以下のである。まず、近年における保育ニーズの多様化とソーシャルワークの関連について述べる。次に保育ソーシャルワーク論の現状と、その意義について考察する。さらに、わが国における保育スーパービジョンの諸相を概観する。

そして、最後に保育ソーシャルワークと保育スーパービジョンの関連における当面の課題を指摘しておきたい。

わが国における児童福祉は一定の制度的フレームのもとで総合的かつ体系的に推進されているが、生活課題としてのニーズを有する対象者(以下クライアント)への実際の援助実践は“ソーシャルワーク”という専門的援助技術を通じて展開されている。

社会福祉の領域における保育は多岐に渡るが、本稿においてはソーシャルワーク実践としての保育を中心に論じる。

### 3. 保育ニーズの多様化と保育士の専門性

平成13(2001)年の児童福祉法改正による保育士の国家資格化以降、新たな保育士の専門性向上についての指針が提示された。さらに、平成16(2004)年に出された「子ども・子育て応援プラン」では、子育て支援の拠点づくりが課題とされ、平成19(2007)年度から、子育て支援センター事業は、地域子育て支援拠点事業として再編成されてきた。

その背景には、先駆的な保育所を中心に実践されてきた子育て支援を背景にしたソーシャルワーク機能の広がり、多くの保育所に普遍化してきたという歴史的経緯がある。

保育所における子育て支援が明示されたのは1999(平成11)年、当時の厚生省(現厚生労働省)から公表された保育所保育指針(以下、1999年度版保育所保育指針)からである。

当時は、1. 保育所の子育て支援を子育てと就労の両立の支援。2. 子ども虐待の防止及び早期発見を念頭に置きながらの地域子育て支援の役割を担ったものであった。

1999年度版保育所保育指針では、第13章において「保育所における子育て支援及び職員の研修」が示され、子育て支援の必要性と保育所機能について以下のように述べられている。

「地域において最も身近な児童福祉施設であり、子育ての知識、経験、技術を蓄積している保育所が、通常業務に加えて、地域における子育て支援の役割を総合的かつ積極的に担うことは、保育所の重要な役割である。」<sup>1)</sup>(後略)

この前文を受け、留意事項に基づきながら、保育や地域における子育て支援などの充実を図るよう述べられており、このなかにはソーシャルワークにつながっていく考え方が多く示されている。

また、「1 入所児童の多様な保育ニーズへの対応」のなかで、「(3)特別な配慮を必要とする子どもと保護者への対応」においては、「保育所に入所している子どもに、虐待などが疑われる状況がみられる場合は、保育所長及び関係職員間で十分に事例検討を行い、支援の環境の下に必要な助言を行う。また、保護者への援助にあたっては、育児負担の軽減など保護者の子育てを支援する姿勢を維持するとともに、その心理的社会的背景の理解に努めることが重要である。」と<sup>2)</sup>子ども虐待に対する取り組みをケースワークの原則を意識しながらの相談援助実践の必要性を示している。

次に、「2 地域における子育て支援」においては「地域における子育てニーズを把握し、それに基づいて実施する。その内容は、多岐にわたるが、地域のニーズや重要性に応じ、並びに個々の保育所の実情や状況に応じて適切に計画し、実施する。」<sup>3)</sup>とソーシャルワーク理論におけるコミュニティワークの展開過程を示唆したものといえよう。

2003年8月には、少子化社会対策基本法・次世代育成支援対策推進法(同7月)の制定を受け、社会連帯による次世代育成支援に向けて、子育て支援施策の基本的方向の1つとして、保育所のソーシャルワーク機能の強化が打ち出されると

もに、その機能を担う保育士の専門性向上についての提案がなされた。

厚生労働省・次世代育成支援施策の在り方に関する研究会「社会連帯による次世代育成支援に向けて」は、こう記している。「保育所等が地域子育て支援センターとして、広く地域の子育て家庭の相談に応じるとともに、虐待などに至る前の予防対応を行うなど、一定のソーシャルワーク機能を発揮していくことが必要である」<sup>4)</sup>

「保育所が地域子育て支援センターとして、家庭の子育て力の低下を踏まえ、ソーシャルワーク能力など専門性を高めていくことが求められる」<sup>5)</sup>

このように、近年増加している特別な配慮を必要とする家庭の子育て支援などの新たな対応に向けた保育所のソーシャルワークをキーワードとした新たな機能を提案している点が注目される。

平成20（2008）年3月「保育所保育指針」厚生労働省・児童家庭局保育課においては「保育所における保護者への支援は、保育士等の業務であり、その専門性をいかした子育て支援の役割は特に重要なものである。」<sup>6)</sup>とし、保育士が担う一部のソーシャルワーク機能として、相談援助の専門性、家庭や地域社会との密な連携、虐待予防、権利擁護機能などが今日的視点として強調されている。

さらに、児童福祉法第48条の3に基づき、地域の子育ての拠点としての機能として子育て家庭への保育所機能の開放（施設及び設備の開放、体験保育など）、子育て支援等に関する相談や援助の実施、(エ)地域の子育て支援に関する情報の提供、と、その対象を家族・メゾ（地域）・レベルへと拡大した上でのグループワーク、コミュニティワークのスキルが、さらに重視されたものと言える。

この背景には、保育所に子育て支援を中心に、幼稚園、医療機関、児童相談所など様々な機関との連携・協働という新たな機能が求められてきたことがある。

これは乳幼児の発達支援、生活支援を主とするミクロ（個別）・レベルの「保育」から、保護者支援（入所児童の保護者への支援）・地域子育て

支援（在宅子育て家庭への支援）といったメゾ（地域）・レベルの重要な機能を有する、いわば、ケアマネジメント機関としての保育所へという質的転換を求めるものといえよう。

#### 4. 保育ソーシャルワーク論の現状

これまでの「保育ソーシャルワーク」をキーワードにした先行研究のレビューにおいて示唆される点を述べる。研究対象としたのは平成9（1997）年の児童福祉法改正以降に発表された論文・著作物である点を予め断っておく。

伊藤良高は「保育所等が地域子育て支援センターとして、地域の子育て家庭に対する相談援助機能を強化するとともに、虐待などの問題が顕在化に至る前の潜在的ニーズへの予防対応をも含めた、アウト・リーチのスタンスを重視した一定のソーシャルワーク機能が要求される」。<sup>7)</sup>と新たな保育所機能を展開する上での保育士の専門性について述べている。

この伊藤良高の主張においては、近年増加しているソーシャルワーク的支援を必要とする家庭の子育て支援などの新たな対応に向け、一定の実務経験を積んだ保育士等を、こうした役割を担うスタッフ（保育ソーシャルワーカー）としての養成、教育していくシステムの在り方の提案をしている点が注目される。

網野武博は子育て支援、特に保護者に対するケースワークを主とした相談援助という専門機能にふれながら、保育所のスタンスが在園する子どものみから、地域の保護者へと広く拡大したことが、今後、保育士がソーシャルワーク機能を強化すべき必然性であると述べている。

また、石井哲夫は保育士の地域子育て支援や、増加する子ども虐待に対するセーフティネットの役割をもふまえたソーシャルワーク機能の強化を主張している。

他にもミクロレベルにおいては子育て支援の実践にソーシャルワーク的視点を導入するとの主張。自立支援・家庭支援のソーシャルワーク具現化の際のスキル、課題解決型のアプローチの必要性等の主張があり、近年、今掘美樹、山本由美、鶴宏史らを中心に保育ソーシャルワーク論が展開

されている。

これらの先行研究をふまえ、マクロレベルに着目すると「ウェルフェア」(救済的・慈善的歴史を背景として有する最低限度の生活保障としての児童福祉)から「ウェルビーイング」(子どもの自己実現・権利擁護・予防・教育、協働的プログラムの重視)へと理念が大きく転換したという背景をうかがい知ることができる。これは平成元(1989)年、国連の「児童の権利に関する条約」(子どもの権利に関する条約)の理念の具体的方向性が示され、「自立支援」「家族間の調整」「関係機関との協働」というソーシャルワーク機能が明文化されたともいえる。

さらにミクロレベルのソーシャルワーク実践においては、既存の保育実践は乳幼児の発達支援・ケアワークというコンセプトに基づき、独自の対象とする達成すべき目標に応じて各々独自の実践を体系化してきている。保育は教育的視点にたった発達支援という子どもの生活に常時あるいは継続的、断続的にそのニーズに対応してサービスが縦断的に織り込まれていく実践であり、その専門性、役割の重要性は今後も変わらない。

しかし、“児童福祉から子ども家庭福祉”へとという潮流にのった子育て支援サービスのめざましい展開のなかで、保育所における既存のケアワークプラス家族援助の視点、ケアマネジメントも含めたソーシャルワーク機能の強化を重視している点がうかがえる。

また、谷口泰史は「ソーシャルワークの価値・理論・理念に基づく実践システムが機能しているとは言いがたい。」<sup>8)</sup>と現在の保育所機能・保育士の専門性の脆弱さをこのように指摘し、さらに自立支援・家庭支援のソーシャルワーク具現化の際のスキル、課題解決型のアプローチの必要性を主張している。

このように先行研究においても“保育ソーシャルワーク”というワードが整理されつつある。これらにおいては子どものみならず親・保護者を含めた家族を対象とし、心理面をも含みながら包括的にサポートするソーシャルワーカーとしての専門性という共通性がある。

つまり子どもの発達支援、教育という個別ニ

ズに加えて家族背景や社会的側面、アドボカシー、さらにはソーシャルサポート・ネットワークの有無などを視野に入れた援助のあり方が求められている。

換言すれば、保育ソーシャルワークの基本視点として、子ども、家庭、地域をホリスティック(全人的・包括的)にとらえる視点に立脚したソーシャルワークの展開や親・保護者、関連機関との連携など、子育てをめぐる協働性の開発といったコミュニティワーク機能やケアマネジメント機能を示唆しているといえよう。

このように、保育士等の役割が自己完結的であったミクロレベルの実践を、メゾ、マクロレベルへと拡大していくことが社会的・時代的要請となっており、保育ソーシャルワークの基本的視座である。

しかしながら、これらを通じ保育所の専門機能である教育的視点にたった発達支援・ケアワークに加えてソーシャルワーク機能が必要であるという点は認めつつも誰がどのように担うのか、どの援助をソーシャルワークと指すのかなどについては統一した見解はないことが分析される。

## 5. 保育スーパービジョンの諸相

1990年代以降、わが国の社会福祉は大きな転換期を迎え、社会福祉基礎構造改革後、より高度な知識や技術を有する専門職の養成が求められるようになった。そのような背景からソーシャルワーカーに対する、クライアントの複雑な生活背景からニーズをアセスメントする視点、有効な援助関係を形成するためのスキルアップの必要性が高まり、スーパービジョンは普遍化した。

スーパービジョンは対人援助専門職が自らの専門性を向上させるための教育訓練の方法であり、高度な専門機能を背景に助言・指導を行うスーパーバイザー(supervisor)と、その受け手であるスーパーバイジー(supervisee)との間に、専門知識と技術を成立させる価値体系と規範が不可欠な要素となっている。

全国保育士会による「保育スーパーバイザー養成研修」が毎年開催されている。これは、OGSVモデル<sup>9)</sup>による相談援助面接技術のロールプレイ

形式による演習や、ケアマネジメント・システムを用いた問題解決システムの習得といったリカレント教育であり、ソーシャルワークの理論と実践を学び、期待される役割に応える保育所および地域におけるスーパーバイザーの養成を目的としたものである。

厚生労働省「保育所保育指針解説書」（2008年3月）において、施設長や主任保育士など指導的立場の職員のあるべき姿勢として、「職員が自ら学びたいと思う気持ちは極めて貴重なものです。施設長や主任保育士をはじめリーダー的立場の職員は、その意欲を大切にしながら、指導や助言をします。また一人一人の職員が直面している問題、あるいは挑戦しようと臨んでいる課題などを把握し、その上で、問題や課題の内容と職員の力量の両方を踏まえ、適切な研修内容や手段を提供し、助言を行います」<sup>10)</sup>と述べている。

このように、保育実践及び保護者支援・子育て支援活動における保育者の資質向上に資する指導、助言の有用性が指摘されており、まさしく保育スーパーバイザーが求められているといえよう。

しかし、スーパービジョンという言葉が普遍化したと同時に“特定の事例を通じた技術的または理論教育的監督指導”を受けること、もしくはソーシャルワーカー個人個人の専門的価値、知識、技術を向上させるためのツールと狭義に理解されている点も否めない。

本来、スーパービジョンは、その機能を①支持②教育③管理④評価と整理されてきているが、時代によりスーパービジョン機能の強調点は変化している。保育スーパービジョンの特質について、野坂勉は日本保育協会「保育所の保育内容の実態に関する調査研究報告書」（1998年）の中で、保育内容として技術的指導、あるいは保育方針と目標の具体化と活動展開についての評価が主であると指摘している。これはスーパービジョン自体が曖昧さを含み、その展開方法も普遍化しておらず、また、支持的機能よりも経験知に基づく指導教育が重視されているという事の表れと言えよう。

また、塩村公子は教育・養成・育成ではなくベ

テラン職員の指導・助言という認識が多く、スーパービジョンに似た要素を持つ活動を、ケース検討会や施設内研修を通じ無自覚的に行われている点を課題としている。

このように、保育スーパービジョンという言葉が普遍化したと同時に、その意義や方法等が不明瞭なまま一人歩きしてしまっている現状をうかがい知ることができる。

さらに、ソーシャルワーク分野のスーパービジョンについて言及した多くの研究においては、その概念の曖昧さ、未発達、未体系化、時にはその機能不全に対する指摘さえなされている。つまり、スーパービジョンの必要性を説きながら、その不十分な実態をうかがい知ることでもある。

保育スーパービジョンに対するニーズが高まりつつあるという点に注視すると、その時にスーパービジョンに対するニーズの不明瞭さを背景として、保育、ソーシャルワークとスーパービジョンの関係、スーパービジョンのあり方の議論の中で各々を結びつけるものが未発達ではなかろうか、また研究が不足しているのではなかろうかとの認識にいたった。

スーパービジョンに求められることは援助者に対人援助の本質を伝え、実践可能なレベルまでサポートし、環境調整を含めて、育成することである。

先行研究から保育スーパービジョンの明確な概念規定、その固有性を見出す事は容易ではない。これまでも保育の領域では、「内省的実践家」としての専門職像が探究されてきた。しかしながら、具体的スーパービジョンのシステムづくりがなされていたかといえれば必ずしもそうとはいえない。

つまり、理論上では従来から明確にされ、重視されながらも実践上では十分に遂行されてこなかったものと表現できよう。

今後、保育スーパービジョン理論の精緻な理論体系の構築に向けてはソーシャルワークとしての保育に求められる知識と技術を明示すること。

さらに、理論を実践に移すためには理論的成熟に加えて、その担い手となる保育スーパーバイザーの養成システムの確立が求められている。

## 6. おわりに

近年、保育界においては“保育所内保育・教育から、保育所が行う保育ソーシャルワークへ”というパラダイム転換が提言されている。

また、マクロレベルにおいてはソーシャルワーカーや子育て支援士等といった専門職の保育所への配置や、保育者の相談援助、家庭支援に関する力量を習得するための養成課程及び研修体制のさらなる充実が求められている。

いわば、これからの保育者にはソーシャルワークの価値と倫理に裏打ちされたスキルを有し、親・保護者支援、関連機関との連携など子育てをめぐる協働性の開発といった活動に、いかに取り組んでいくかが問われている。

保育ソーシャルワークの課題の一つとしては、保育ソーシャルワークの概念の明確化があげられよう。子ども、親・保護者を含むクライアントの福利に向けて、既存のソーシャルワーク理論の援用ではなく、保育原理や固有性をふまえた新たな理論、そして実践として考究されていくべきであろう。

また、今後、保育ソーシャルワーク論の展開とスーパービジョンの位置づけを検討していくにあたっては、スーパービジョンを特定の事例検討を通じたクライアント理解やアセスメント・スキルの向上のみにとどめず、ソーシャルワーク実践の価値と目的を鑑みながら、その目的を達成するためのアプローチとして検討していく事が望まれる。

## 注

- 1) 石井哲夫・待井和江『改訂保育所保育指針の読み方』社会福祉法人全国社会福祉協議会、1999年。
- 2) 前掲著。
- 3) 前掲著。
- 4) 厚生労働省・次世代育成支援施策の在り方に関する研究会 社会連帯による次世代成支援に向けて、2003年。
- 5) 前掲著。
- 6) 全国社会福祉協議会『新保育所保育指針を読む』（解説・資料・実践）社会福祉法人全国

社会福祉協議会、2008年。

- 7) 伊藤良高『日本乳幼児教育学会第17回大会研究発表資料』p 3、2007年。
- 8) 谷口泰史『求められる包括的な実践パラダイム—これからの児童ソーシャルワークの課題と展望』（特集21世紀 子ども家庭福祉の展望—子ども家庭福祉の新しい展開）雑誌：世界の児童と母性（資生堂社会福祉事業団 50、p34-37 2001年）
- 9) OGSV：奥川幸子によるピア・グループ・スーパービジョンの概念モデル。2001年に厚生労働省が実施した介護支援専門員指導者研修において用いられた。
- 10) 厚生労働省 保育所保育士指針の改定について（報告書）第6章

## 参考文献

1. 鶴宏史『保育ソーシャルワーク論 社会福祉専門職としてのアイデンティティ』あいり出版、2009年。
2. 伊藤良高・中谷彪編『子ども家庭福祉のフロンティア』晃洋書房、2008年。
3. 渡部律子『基礎から学ぶ 気づきの事例検討会 スーパーバイザーがいなくても実践力は高められる』中央法規、2007年。
4. 福山和女『ソーシャルワークのスーパービジョン』人の理解の探求 ミネルヴァ書房、2005年。
5. 相澤譲治編『新版 保育士をめざす人のソーシャルワーク』みらい、2005年。
6. 北島英治・副田あけみ・高橋重宏・渡部律子『ソーシャルワーク実践の基礎理論』、有斐閣、2002年。
7. 伊藤良高『保育所経営の基本問題』北樹出版、2002年。
8. 山縣文治『現代保育論』ミネルヴァ書房、2002年。

## Summary

Change significantly in the environment surrounding children and families, to address the functional role that parenting issues are diverse and nursery has been expanded. Ministry of Health "Guidelines nursery childcare" professionals in social welfare facilities for their care in child welfare (social workers) were clearly be said to strengthen the role of.

In this paper, an overview and discussion on child care social work activities in support parents and parenting support child care practices, we examined the significance of social work and child care issues.

The child care social work, home, community holistic (comprehensive holistic) feature expansion of social work and community work perspective grounded in catch, revealed in that demand for care management functions .

Moreover, in social work child care, and attention to the terms of the growing need for supervision, as against the ambiguity of the need for supervision at the time, child care, the relationship between supervision and social work, the way of supervision suggesting that it is underdeveloped as a challenge to each of the glue in the discussion.

